

# 事業概要

2026年度版

特別地方公共団体

阪神水道企業団

# 目 次

沿 革	2
組織・機構図	4
給 水	6
<b>施設等の概要</b>	
施設概要図	8
大道取水場	10
淀川取水場	10
猪名川浄水場	11
尼崎浄水場	11
甲東ポンプ場	12
西宮ポンプ場	12
甲山調整池	12
水質試験所	13
管 路	14
水位高低図	15
施設系統図	16
水 源	18
浄水処理	19
<b>事業運営</b>	
水道用水供給ビジョン	22
「阪神水道企業団経営戦略2024」の概要	24
当年度当初予算	26
財政の状況	28
収支の状況	29
各種データ	30
年 表	32

本企業団は、阪神間における水利統制方針に基づき、阪神地方諸都市に対する水道用水供給事業を経営するため、昭和11年7月21日市制第149条第2項(地方自治法第285条の2第1項)により設立された。

西日本経済の中心圏にある阪神地域は、早くから近代都市の形態を整えていたが地形的には水資源に恵まれず、必然的に都市用水需要の不均衡が生じた。このため阪神間に確固不動の水資源を求め、上水道問題の抜本的な解決を図るため、昭和8年4月阪神地方上水道調査委員会が設置され、昭和10年9月に淀川、青野川及び武庫川を水源とする阪神地方上水道計画概要が立案された。これに基づいて昭和11年7月に誕生したのが旧16市町村(神戸市、尼崎市、西宮市、武庫郡御影町、魚崎町、住吉村、本山村、本庄村、精道村、瓦木村、甲東村、鳴尾村、大庄村、武庫村、川辺郡立花村、園田村)の構成団体を持つ阪神上水道市町村組合である。(地方自治法第284条第2項に基づく地方公共団体の組合)

その後、市町村の合併によって構成団体は、神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市の4市となり、昭和37年10月から阪神水道組合と改称し執行機関の名称を阪神水道企業庁とした。さらに昭和41年7月地方公営企業法の一部改正によって名称も統一され、阪神水道企業団と改称し今日に至っている。

企業団の当初計画の大綱は、昭和38年における計画給水人口を100万人とし1日最大給水量270,000m<sup>3</sup>、工期を2期に分けて施工するものであった。まず第1期工事は淀川に水源を求め、昭和12年度から昭和16年度まで5か年計画を実施し、50万人分の施設が完成した。

引き続き昭和22年度から残り50万人分を第2期工事として昭和24年度までに完成する予定のところ、第二次世界大戦後、日本経済のインフレは激化の一途をたどり、加えて建設資材の不足と相まって着工が全く不可能となったが、一方、受水都市の復興はめざましく人口も急増し、水需要は施設能力の極限に達した。そのため、当面の水不足の打開策として、施設増強工事を昭和23年度から3か年間継続して緊急施工した。

しかし、その後も急増する人口に対処するため、懸案の第2期工事を昭和25年度から昭和31年度にわたって実施し、既設分と合わせて1日最大給水量373,000m<sup>3</sup>の施設が完成した。

昭和30年代に入って、政府の高度成長政策による産業構造の転換と工業生産の飛躍的な伸びは、人口の都市集中を促し、都市の水需要は急激な上昇を見せはじめた。構成4市においても特にこの現象は著しく、水需要が増大してきたため、昭和50年を目標とする拡張基本計画を立てたのである。この計画は、淀川を水源として工期を2期に分け1日最大給水量968,000m<sup>3</sup>の水を確保しようとするもので、そのうち第3期工事は195,000m<sup>3</sup>増加し1日最大給水量を568,000m<sup>3</sup>にするもので、昭和33年度から7か年継続で施工した。

次いで第4期工事は、昭和39年4月に着工し8か年継続施工により、昭和47年3月に1日最大給水量968,000m<sup>3</sup>の施設が完成した。

その後の人口増加、生活水準の向上等により、水需要は年々増加傾向にあり、これに対処するため、昭和53年度から、1日最大給水量を1,289,900m<sup>3</sup>とする第5期拡張事業を実施してきた。平成4年2月には同事業を変更し、異臭味の除去及び微量有機物質の低減化を図るため全浄水場に高度処理施設を導入することとし、併せて計画目標年度を平成12年度から平成17年度に変更した。

平成7年1月17日、阪神・淡路大震災によりライフラインが被害を受け、長期にわたって市民生活を窮地に陥れた。企業団施設も「近代水道百選」に選ばれた尼崎浄水場を始めとして甚大な被害を受けた。震災直後より被災施設の応急復旧工事を開始し、管路は1か月後、構造物は夏に完了した。この間、構成4市が必要とした水量と水圧を確保することができず、水道用水供給事業としての機能を十分に果たせなかった。その後、施設の耐震化を含めた本格的な復旧を行った。

平成7年12月、第5期拡張事業の計画を一部変更し、地震で被災した尼崎浄水場及び甲山浄水場の両浄水場を統合した新尼崎浄水場（施設能力373,000m<sup>3</sup>/日）を建設することとした。平成9年7月、第5期拡張事業で完成した施設を段階的に稼働することによって160,000m<sup>3</sup>/日の増量を行い、1日最大給水量1,128,000m<sup>3</sup>となった。

第5期拡張事業は、平成12年12月に計画を一部変更し、甲山調整池と新尼崎送水路の建設を追加、計画目標年度を平成23年度とした。平成12年度に、猪名川浄水場高度処理施設及び新尼崎浄水場の第I期施設（計画の半量分）の完成により第5期拡張事業は概成し、平成13年4月から企業団が供給する1日最大給水量の全量が高度処理水となった。

平成22年7月、新尼崎浄水場の第II期施設（計画の半量分）完成に伴い、全量供用開始したことで、長きにわたり実施してきた第5期拡張工事が完成した。

平成26年8月に、宝塚市から企業団への加入依頼を受け、構成団体及び宝塚市の各市議会において企業団規約の変更についての議決がなされた後、県による規約変更の許可、厚生労働省への事業変更の届出を経て、平成29年4月から宝塚市への水道用水の供給を開始した。

その後、実績給水量を分賦金に反映させるため、令和2年度から固定費と変動費を明確化した「二部制」を導入した。

令和5年6月には、明石市から企業団への加入依頼を受け、構成団体及び明石市の各市議会における企業団規約の変更議決、県による規約変更の許可、厚生労働省への事業変更の届出を行うとともに、送水業務を受託する神戸市と第三者委託に係る契約を締結し、令和7年4月から明石市への水道用水の供給を開始した。

議 会

議会事務局

- 本企業団に議会が置かれ、議員定数は15人とし、各市から選出される議員の数及び選任方法は、次のとおりである。なお任期は、各市それぞれの職に在職中となっている。

神戸市	8人	市会議員
尼崎市	3人	市議会議員
西宮市	2人	市議会議員
芦屋市	1人	市議会議員
宝塚市	1人	市議会議員

(ただし、市会議員及び市議会議員については、市会及び各市議会において選挙する。)

議会には、議会事務局を設け、企業職員をもって、これに充てている。

運営協議会

- 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、企業団を組織する市の長で構成する運営協議会を置いている。また、運営協議会に管理者会が置かれている。

執行機関

企業長

補助機関

副企業長

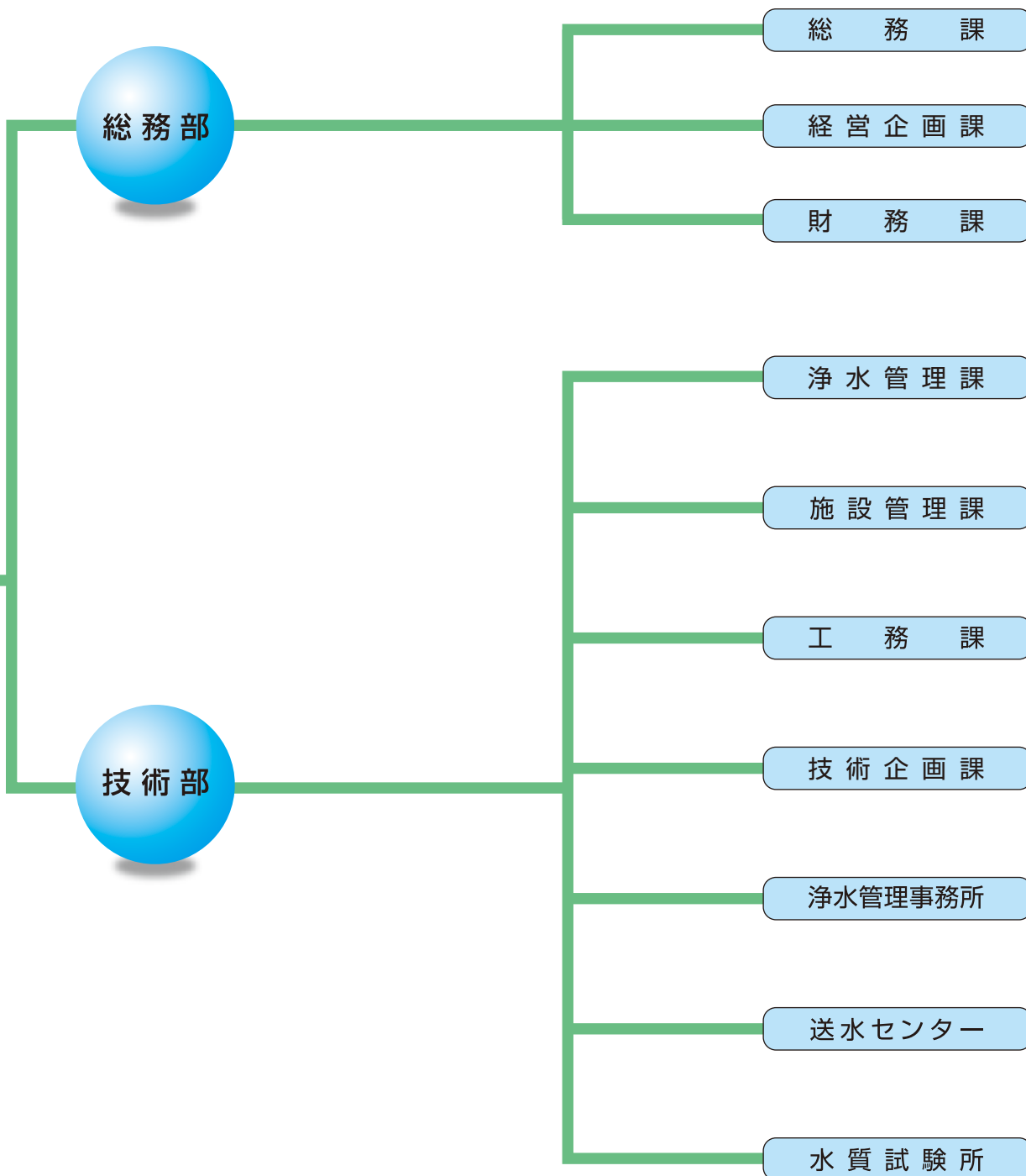
- 企業団に執行機関の長として議会で選挙された企業長が置かれている。任期は4年とし、特別地方公共団体の長として企業団を統括し、代表するものである。

- 企業長の補助機関として、副企業長及びその他の職員が置かれている。
- 副企業長は、議会の同意を得て企業長が選任し、その任期は4年である。
- その他の職員の定数は、条例で定め、企業長が任免する。

監査委員

監査事務局

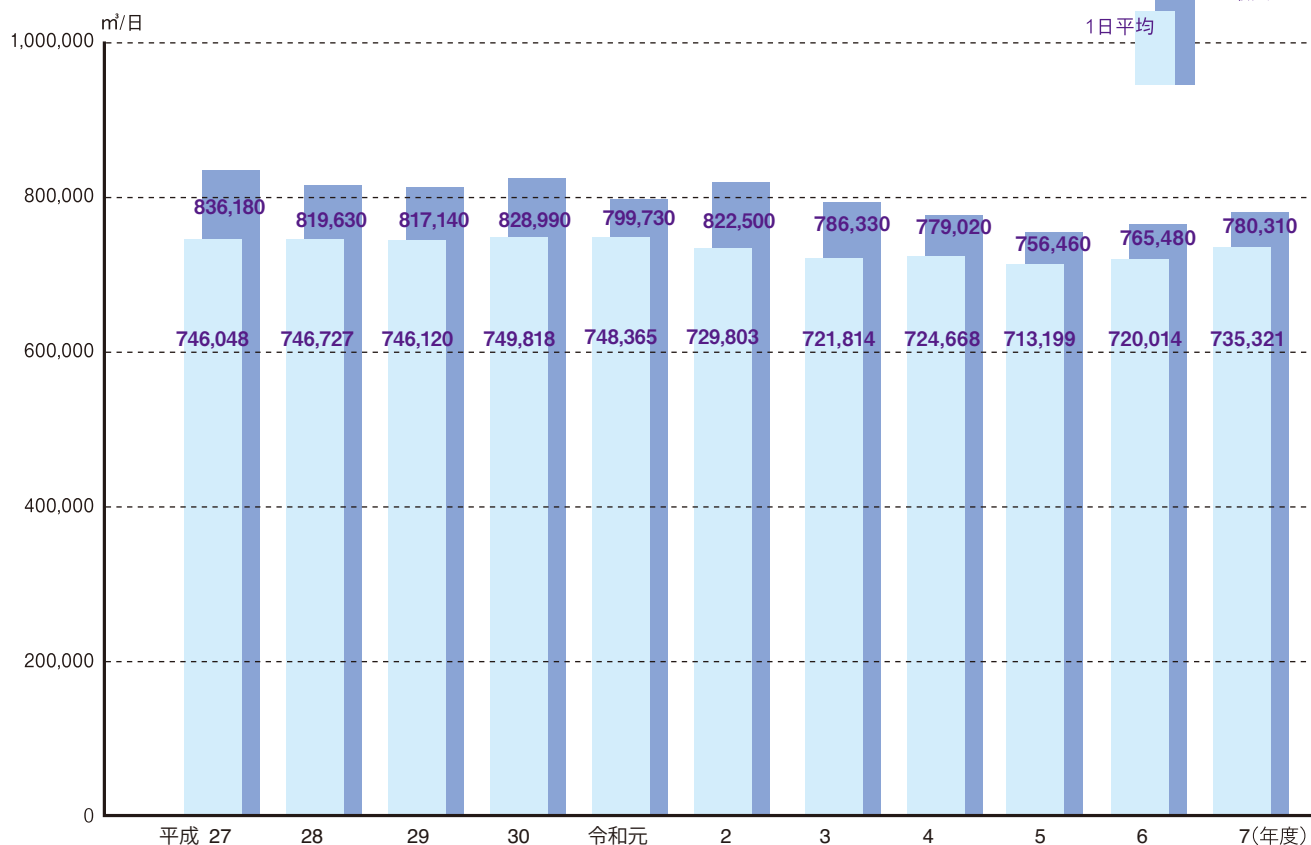
- 企業団に監査委員2人を置き、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は2年である。監査委員の事務を補助させるため、監査事務局を設け、企業職員をもって、これに充てている。



### 現有給水能力

給水区域	1日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)		
	阪神水道企業団	6市自己水源及び県水	計
神戸市	628,492	228,360	856,852
尼崎市	228,921	86,050	314,971
西宮市	185,584	51,020	236,604
芦屋市	40,603	9,695	50,298
宝塚市	30,000	68,650	98,650
明石市	14,400	93,220	107,620
計	1,128,000	536,995	1,664,995

### 給水量の推移



# 施設等の概要

● 施設概要図

● 大道取水場

● 淀川取水場

● 猪名川浄水場

● 尼崎浄水場

● 甲東ポンプ場

● 西宮ポンプ場

● 甲山調整池

● 水質試験所

● 管 路

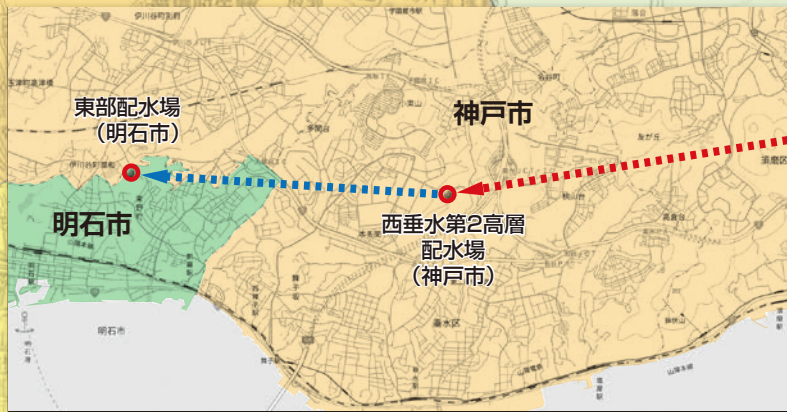
水位高低図

施設系統図

● 水 源

● 浄水処理

# 施設概要図



明石市への送水については、神戸市の施設を借用し、水道法上の第三者委託により送水業務を神戸市に委託しています。



西宮市

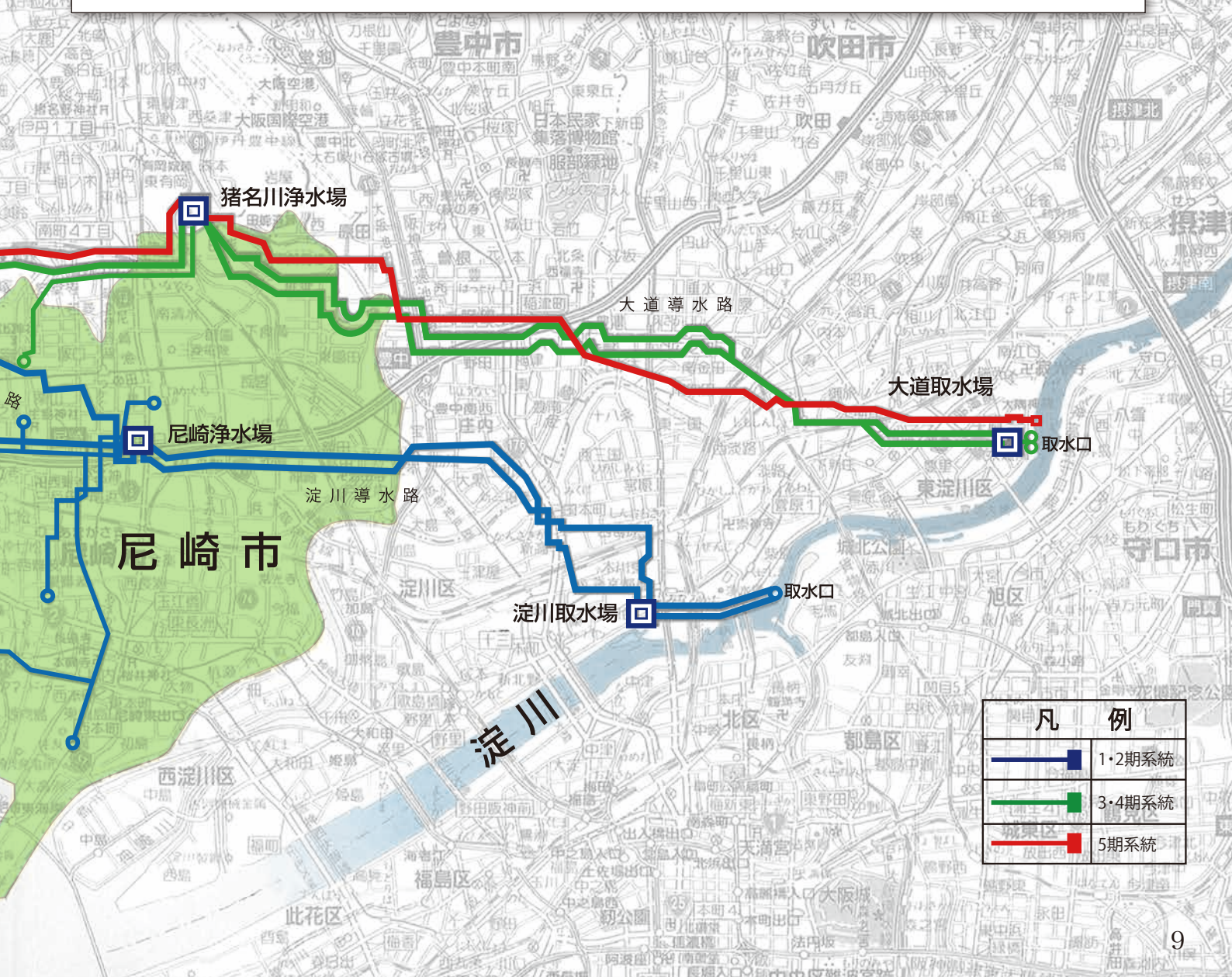
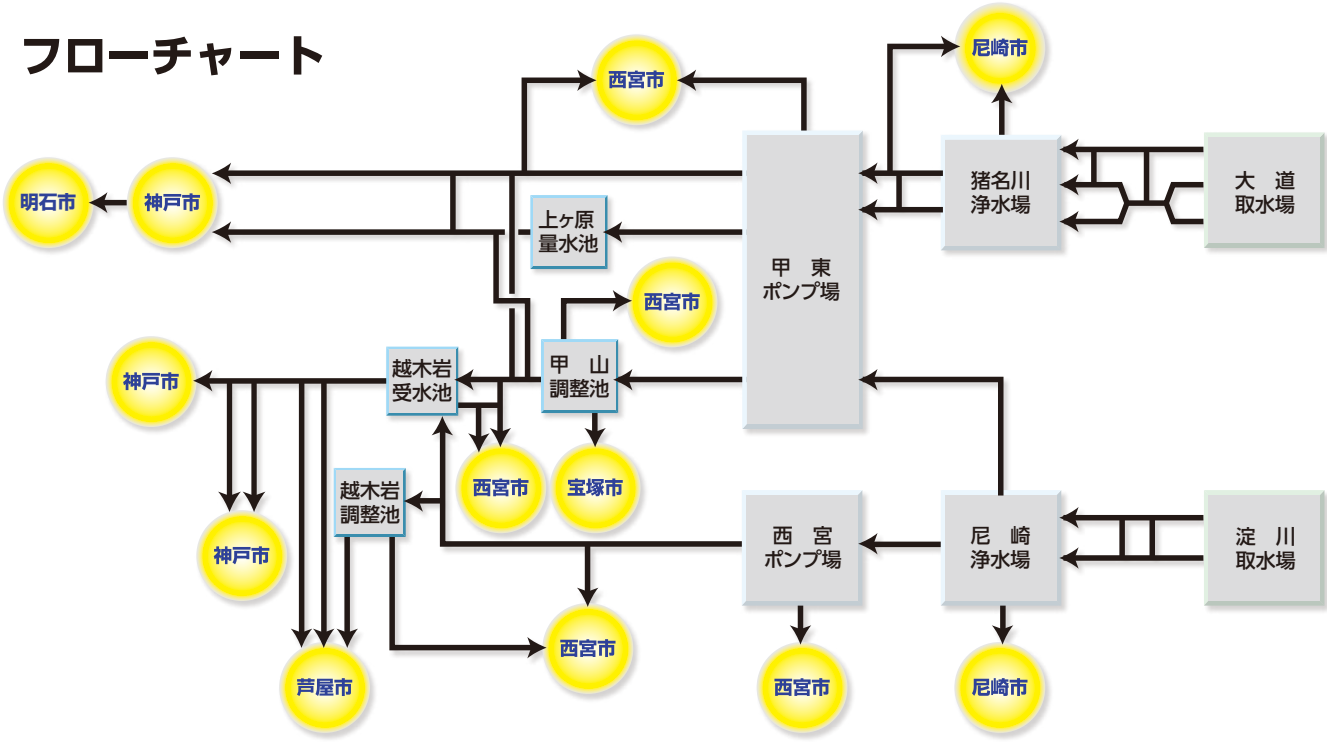
宝塚市

神戸市

芦屋市

大阪湾

# フローチャート



凡 例	
	1・2期系統
	3・4期系統
	5期系統

## ●浄水管理事務所●

### 大道取水場 稼働年月 昭和38年7月 取水口

所在地：大阪市東淀川区大道南2丁目309番1地先 淀川右岸1期取水口上流約5.0km地点

概要：淀川表流水は、取水塔及び取水口から取水管と暗渠を通過して堤防を横断し、大道取水場の沈砂池に入る。

### ポンプ場

所在地：大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号

敷地面積：25,208㎡

概要：取水口から流入した原水は、沈砂池を経て、ポンプ圧送により、大道導水路を通り猪名川浄水場へ導水される。

変遷：		供用開始
	第3期拡張事業	昭和38年度
	第4期拡張事業	昭和46年度
	第5期拡張事業	平成12年度



### 淀川取水場 稼働年月 昭和17年4月 取水口

所在地：大阪市東淀川区柴島2丁目295番地先 淀川右岸長柄橋上流約670m地点

概要：淀川表流水は、高水敷を通過して自然流下で堤防を横断し、淀川取水場の沈砂池に入る。

### ポンプ場

所在地：大阪市淀川区西中島2丁目1番27号

敷地面積：11,263㎡

概要：取水口から流入した原水は、沈砂池を経て、ポンプ圧送により、淀川導水路を通り尼崎浄水場へ導水される。

変遷：		供用開始
	創設(第1期)事業	昭和17年度
	第2期拡張事業	昭和31年度



## 猪名川浄水場 稼働年月 昭和38年7月

所在地：尼崎市田能5丁目11番1号

敷地面積：161,096㎡

概要：大道取水場から大道導水路を経て送られてきた原水は、ここで浄水となり、ポンプ圧送により、猪名川送水路を通り甲東ポンプ場へ、他は、東部配水管路を通って尼崎市へそれぞれ送配水される。なお、浄水池(Ⅲ系)上部は、農業公園として開放している。

施設能力：916,900㎡/日

変遷：	施設能力(累計)	供用開始
第3期拡張事業	195,000㎡/日	昭和38年度
第4期拡張事業	595,000㎡/日	昭和46年度
第5期拡張事業	916,900㎡/日	平成12年度



## 尼崎浄水場 稼働年月 平成13年4月

所在地：尼崎市南塚口町4丁目5番65号

敷地面積：66,434㎡

概要：淀川取水場から淀川導水路を経て送られてきた原水は、ここで浄水となり、ポンプ圧送により、1期送水は1期尼崎送水路を通り西宮ポンプ場へ、また、2期送水は2期尼崎送水路を通り甲東ポンプ場へ、他は、東部配水管路を通って尼崎市へそれぞれ送配水される。なお、浄水池上部は、商業施設を誘致し、有効活用している。

施設能力：373,000㎡/日

変遷：	施設能力(累計)	供用開始
創設(第1期)事業	115,000㎡/日	昭和17年度
第2期拡張事業	213,000㎡/日	昭和31年度
第5期拡張事業	186,500㎡/日	平成13年度 (Ⅰ期施設)
	373,000㎡/日	平成22年度 (Ⅱ期施設)



尼崎浄水場は創設事業において整備され、昭和17年度に稼働した。その後、経年劣化及び阪神淡路大震災による被災のため、第5期拡張事業において旧甲山浄水場(施設能力：160,000㎡/日)と統合のうえ全面更新し、平成13年度に半量を、平成22年度に全量を供用開始した。

## ●●送水センター●●

### 甲東ポンプ場 稼働年月 昭和31年7月

所在地：西宮市上大局3丁目2番53号

敷地面積：29,800㎡

概要：猪名川浄水場及び尼崎浄水場から、猪名川送水路及び尼崎送水路を経て送られてきた浄水は、ここからポンプ圧送により神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市及び明石市へ送配水される。送水センターでは、全てのポンプの遠隔操作とモニターによる水質監視を行っている。

変遷：	供用開始
第2期拡張事業	昭和31年度
第3期拡張事業	昭和38年度
第4期拡張事業	昭和46年度
第5期拡張事業	昭和63年度



### 西宮ポンプ場 稼働年月 昭和17年4月

所在地：西宮市室川町2番32号

敷地面積：9,041㎡

概要：尼崎浄水場から尼崎送水路を経て送られてきた浄水は、ポンプ圧送により神戸市、西宮市及び芦屋市へそれぞれ送配水される。水質監視計器設置。

変遷：	供用開始
創設(第1期)事業	昭和17年度
第2期拡張事業	昭和31年度
第4期拡張事業	昭和46年度



### 甲山調整池 稼働年月 平成19年7月

所在地：西宮市甲山町35番地

敷地面積：47,755㎡

概要：神戸市、西宮市、芦屋市及び宝塚市に対する調整池、非常時における安定供給継続のため、有効容量の約4割以上の量を常時貯留。応急給水施設、水質監視計器設置。なお、調整池上部は、学校のグラウンドとして有効利用している。



## その他の施設

- ◆上ヶ原量水池 甲東ポンプ場から送水されてきた浄水は、ここで計量され、神戸市上ヶ原浄水場の浄水とともに芦部谷送水トンネルを経て神戸市へ送水する。水質監視計器設置
- ◆芦部谷接合井 甲東ポンプ場から送水されてきた浄水は、ここで芦部谷送水トンネル、神戸送水トンネル及び甲山送水トンネルへ、水量制御をした上で、送水される。神戸送水トンネル系に水質監視計器設置
- ◆芦屋調整池 容量1,000m<sup>3</sup> 2池  
芦屋市に対する調整池。水質監視計器設置
- ◆奥谷送水ポンプ 越木岩送水トンネルから芦屋市奥山浄水場へ送水する。  
吐出量2.5m<sup>3</sup>/分×全揚程80m×出力55kW× 台
- ◆越木岩受水池 西宮ポンプ場から送水されてきた浄水は、受水池を経て、越木岩送水トンネルに入る。甲山送水トンネルの終点を本受水池で連絡する。各系統に、水質監視計器設置
- ◆越木岩調整池 容量6,000m<sup>3</sup> 1池  
西宮市及び芦屋市に対する調整池
- ◆本山配水池 容量1,650m<sup>3</sup> 2池  
神戸市東灘区東部地区に対する配水池で、越木岩送水トンネルの途中、風呂の川横坑より分水する。水質監視計器設置
- ◆西天上川接合井 六甲アイランド地区に対する配水の神戸市受水地点で、越木岩送水トンネルの途中、西天上川横坑より分水する。
- ◆六甲接合井 越木岩送水トンネルの終点で接合井を設け、ここから篠原量水池まで連絡する。
- ◆篠原量水池 越木岩送水路の最終地点で、給水量を計量のうへ神戸市管路に連絡、配水される。水質監視計器設置

## ●●●水質試験所●●●

### 水質試験所

稼働年月 昭和61年5月

所在地：尼崎市田能5丁目11番1号(猪名川浄水場構内)

概要：安全な水道水の供給を確保するために、水源、浄水場及び送配水に至る水質検査及び水質管理並びに各種調査を行う。  
水質検査の精度並びに信頼性の確保及び向上を目指し、水道GLPに基づく品質管理システムを導入している。

建物：延面積 1,080m<sup>2</sup> 2階建1棟



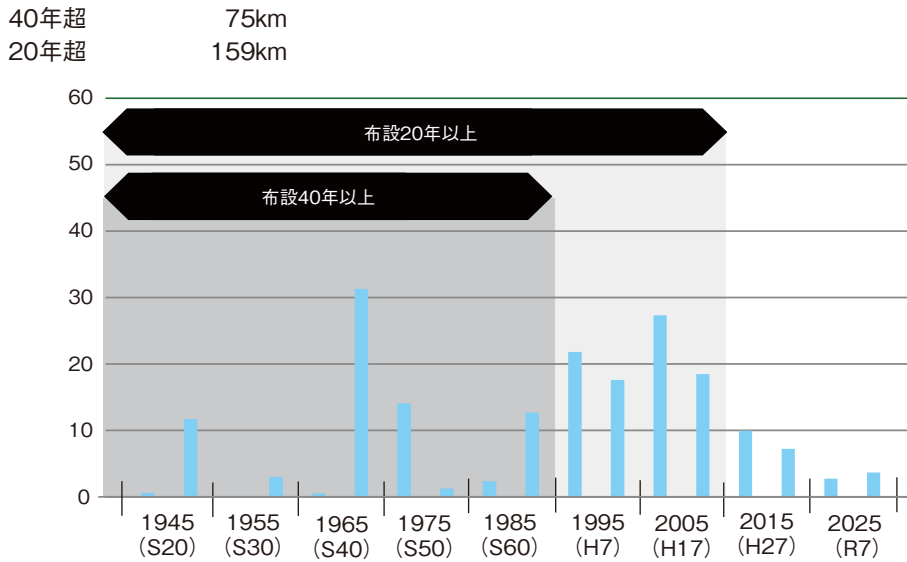
JWWA-GLP012  
水道GLP認定

# 管路

総延長 186km

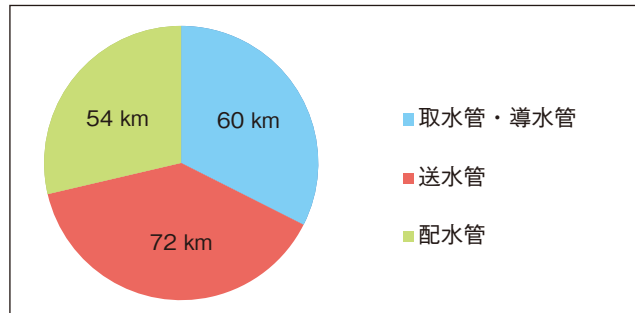
企業団の管路は、昭和11年（1936年）の事業開始以来、5期にわたって整備が進められ、淀川原水を浄水場へ導く取・導水管と、浄水を構成市へ供給する送配水管で構成される。

## 布設年度別延長



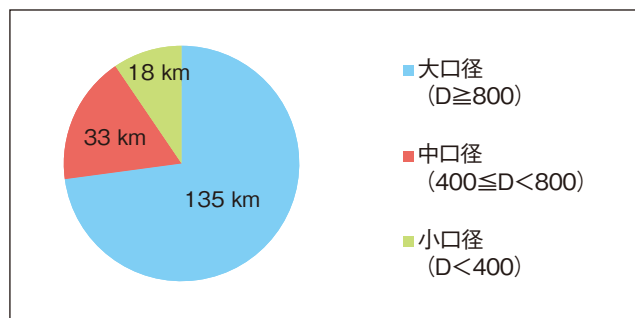
## 用途別延長

取水管・導水管	60 km
送水管	72 km
配水管	54 km



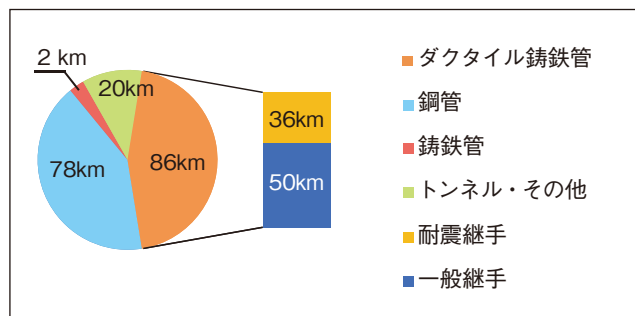
## 口径別延長

大口徑 (D $\geq$ 800)	135 km
中口径 (400 $\leq$ D<800)	33 km
小口径 (D<400)	18 km



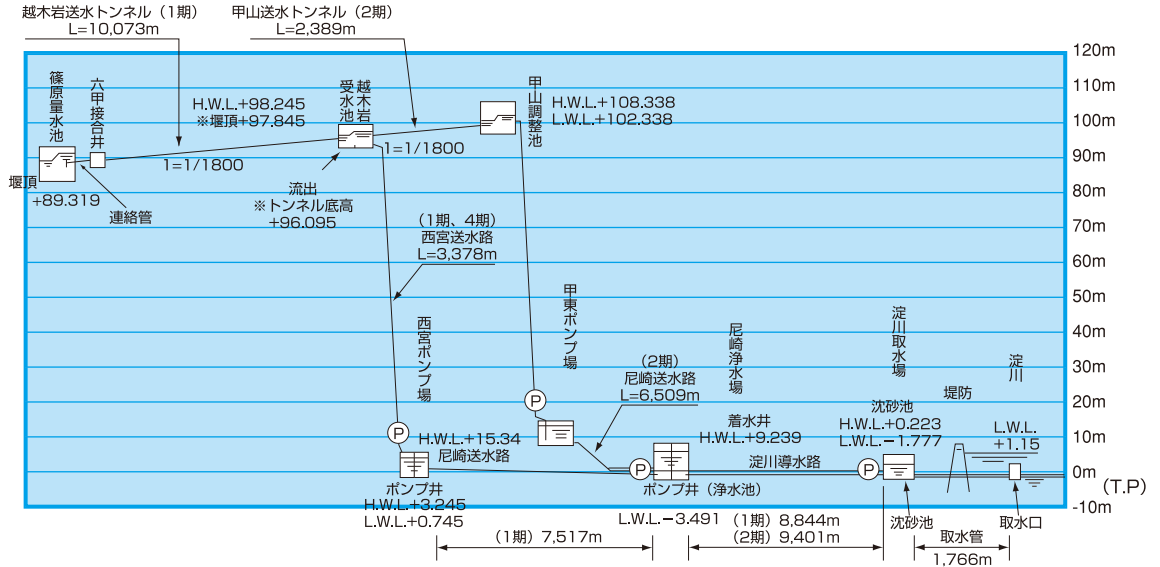
## 管種別延長

ダクタイトル鑄鉄管	86 km
鋼管	78 km
鑄鉄管	2 km
トンネル・その他	20 km

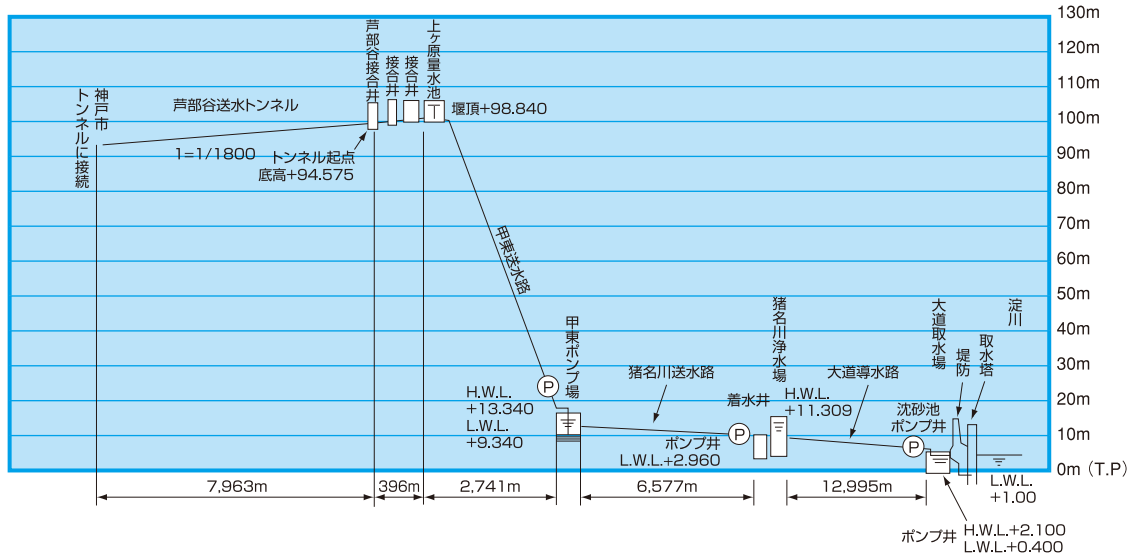


# ●●● 水位高低図 ●●●

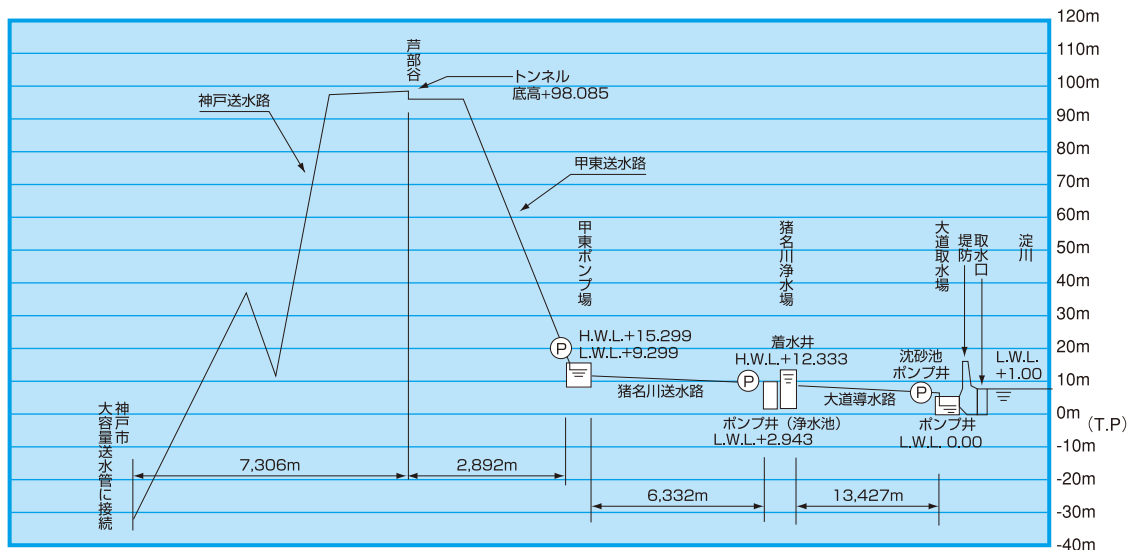
## 1・2期系統



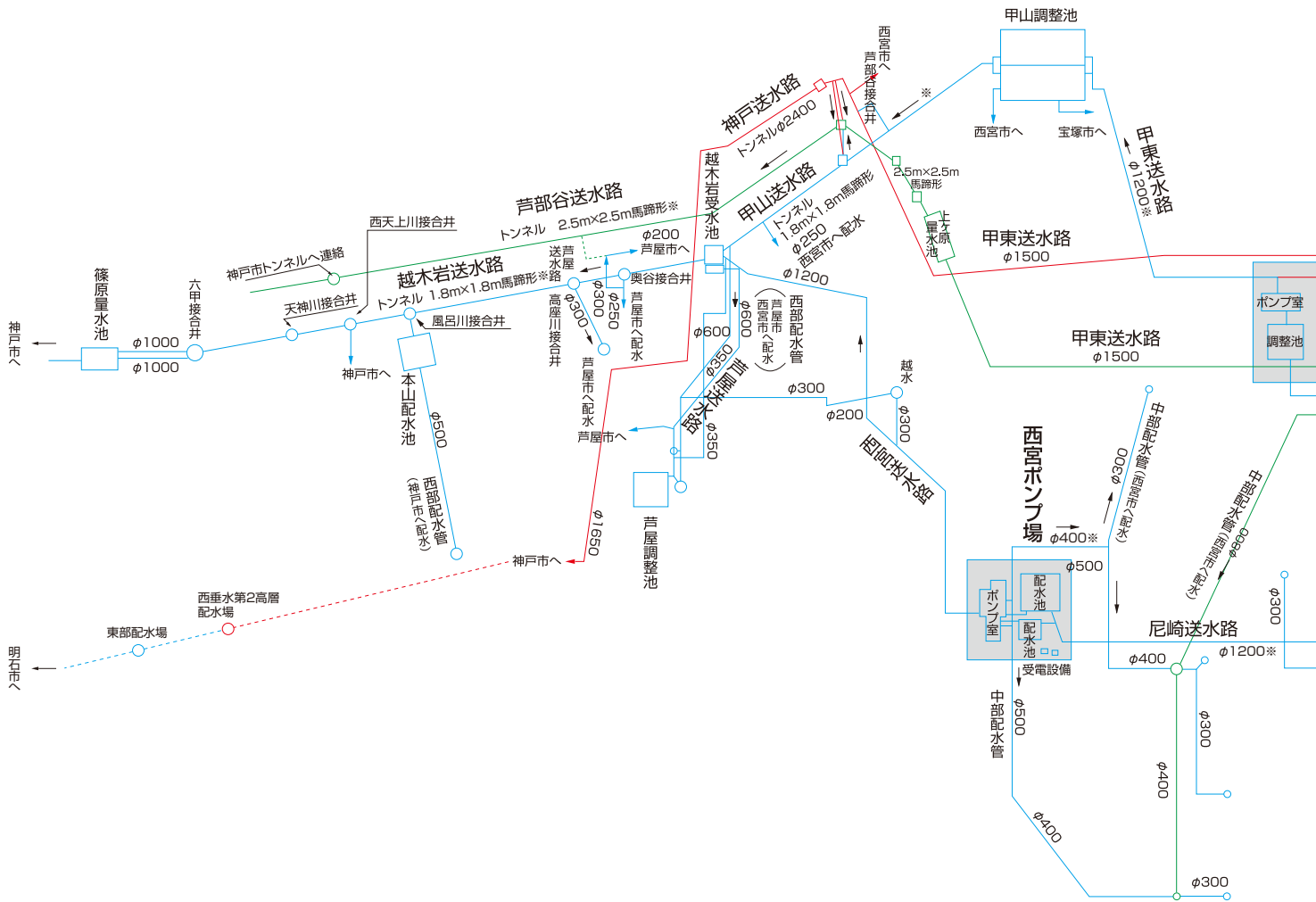
## 3・4期系統

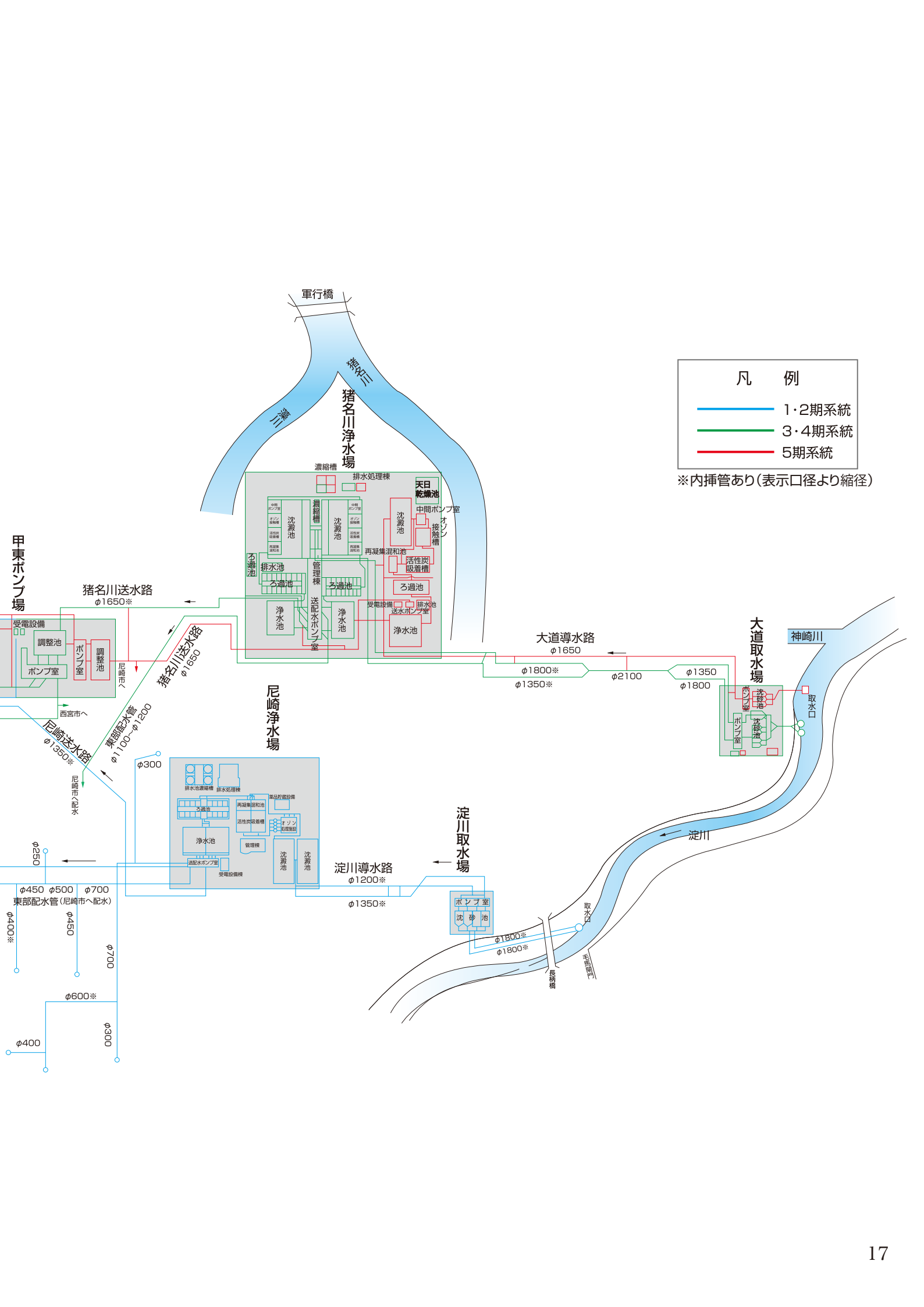


## 5期系統



# 施設系統図





凡 例	
<span style="color: blue;">—</span>	1・2期系統
<span style="color: green;">—</span>	3・4期系統
<span style="color: red;">—</span>	5期系統

※内挿管あり(表示口径より縮径)

甲東ポンプ場

猪名川送水路  
φ1650※

尼崎送水路  
φ1350※

東部配水管  
φ1100-φ1200

φ450 φ500 φ700  
東部配水管(尼崎市へ配水)

φ400※  
φ450  
φ700  
φ600※  
φ400  
φ300

猪名川浄水場

尼崎浄水場

淀川取水場

大道導水路  
φ1650

大道取水場

淀川導水路  
φ1200※

神崎川

淀川

軍行橋

三瀬

濃縮槽

排水処理棟

天日乾燥池

中間ポンプ室

沈澱池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

ろ過池

浄水池

取水口

ポンプ室

ろ過池

ポンプ室

ろ過池

取水口

ろ過池

ポンプ室

ろ過池

取水口

ろ過池

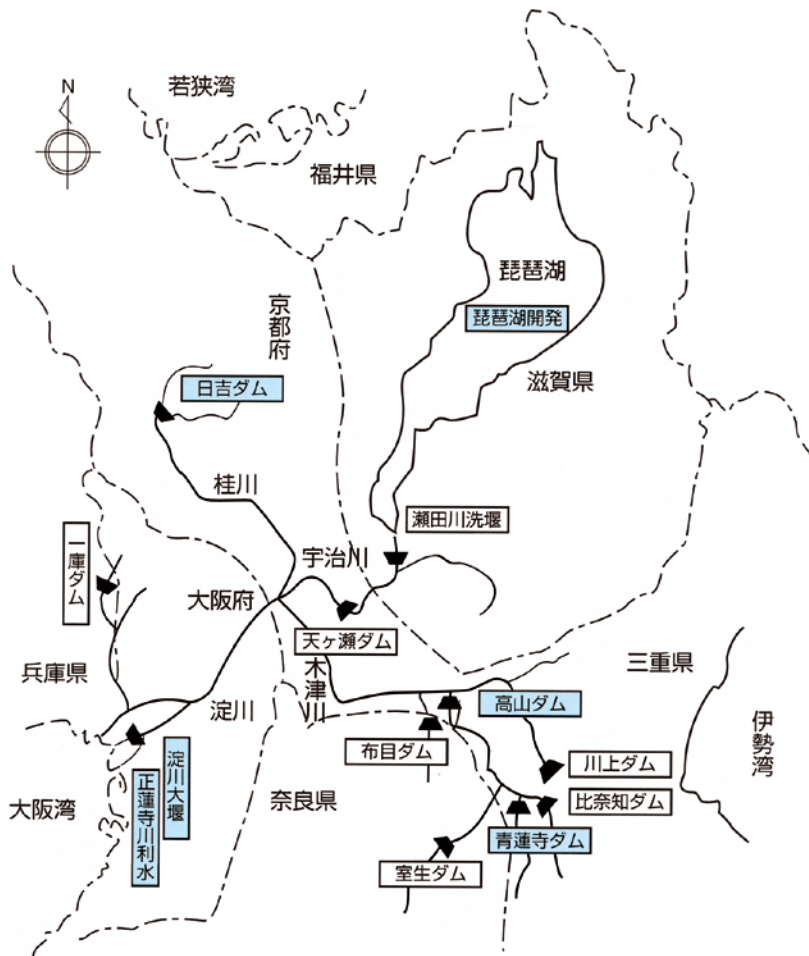
ポンプ室

ろ過池

# 水源

企業団の水源は、すべて琵琶湖・淀川水系に依存している。

当初の自流分に加え、河水統制や数度にわたる水源開発事業等に参画した結果、13.818m<sup>3</sup>/秒の水源量を有するに至った。



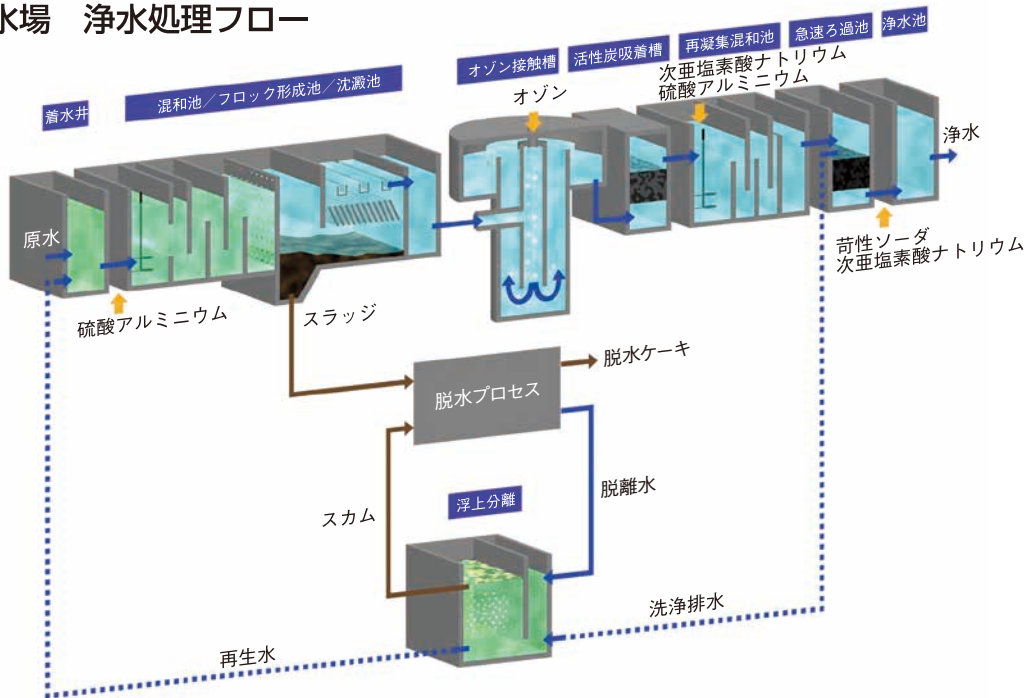
## 水源量一覧

事業名	完成年度	水源量		水源量累計 (m <sup>3</sup> /日)	
		(m <sup>3</sup> /秒)	(m <sup>3</sup> /日)		
河水統制まで	S26	5.35	462,240	462,240	
淀川大堰 (長柄可動堰)	S57 (S39)	0.965	83,376	545,616	1日最大給水量 1,128,000m <sup>3</sup> /日
高山ダム	S44	0.672	58,060	603,676	
青蓮寺ダム	S45	0.309	26,698	630,374	
正蓮寺川利水	S46	0.654	56,506	686,880	
琵琶湖開発	H3	5.114	441,849	1,128,729	
日吉ダム	H9	0.754	65,146	1,193,875	
合計		13.818	1,193,875		

# 浄水処理

企業団の浄水処理システムは、凝集・沈澱と急速ろ過の間にオゾン・活性炭処理を加えた浄水フローとなっており、かび臭の除去や消毒副生成物の生成の抑制に大きな効果が得られている。

## 尼崎浄水場 浄水処理フロー



## 浄水処理プロセスの役割と特徴

浄水処理のプロセス	主な役割	特徴
凝集沈澱	濁質成分の除去 水質の安定化	・沈澱池に「上向流式傾斜装置」を採用し、省スペース化等の高効率化を図っている。
オゾン処理	微生物の不活化 異臭味成分の除去 有機物の低分子化 凝集の促進	・従来の前塩素処理に代わる微生物の不活化、異臭味の改善及び活性炭処理における生物分解性の向上のため、粒状活性炭処理の前段に設けている。 ・猪名川浄水場のオゾン接触槽には「上下迂流3段向流式」、尼崎浄水場のオゾン接触槽には「下方注入式（Uチューブ）」を採用している。
活性炭処理	異臭味成分の除去 化学物質の除去 消毒副生成物前駆物質の除去 オゾン処理副生成物の除去	・流動層方式を採用し、その均一な流動を保持し、良好な処理性を確保するため、活性炭吸着槽流入水の残留オゾンの保持及び活性炭吸着槽下部整流装置に付着したSS成分の排除操作（1日1回）を実施している。
再凝集・ろ過	濁質成分の除去 鉄・マンガンの除去 微生物的水質の確保	・不連続点塩素処理は、活性炭処理後の再凝集混和池で行い、塩素処理を行う前に前駆物質を除去することで、トリハロメタンなどの消毒副生成物の生成を抑制している。 ・急速ろ過を最終プロセスとし、濁りや活性炭流動層から漏出する微粉炭や微生物等を捕捉している（ろ材は猪名川浄水場がケイ砂、尼崎浄水場が無煙炭）。尼崎浄水場では、ろ過速度最大 300m/日まで高速化が可能である。

※ 浄化薬品には、凝集剤として硫酸アルミニウム、pH調整剤として苛性ソーダ及び硫酸、消毒剤として次亜塩素酸ナトリウムを使用している。



# 事業運営

● 水道用水供給ビジョン

● 「阪神水道企業団経営戦略2024」の概要

● 当年度当初予算

● 財政の状況

● 収支の状況

# 水道用水供給ビジョン

## 企業団の概要



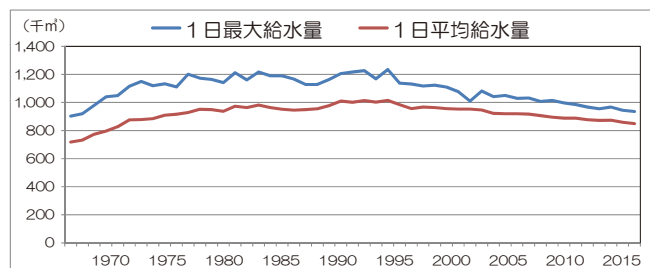
阪神水道企業団と構成市のエリア（阪神地域）

企業団は、大きな河川のない阪神地域の水需要に対応するために、全国初の水道用水供給事業体として1936年7月に設立されました。

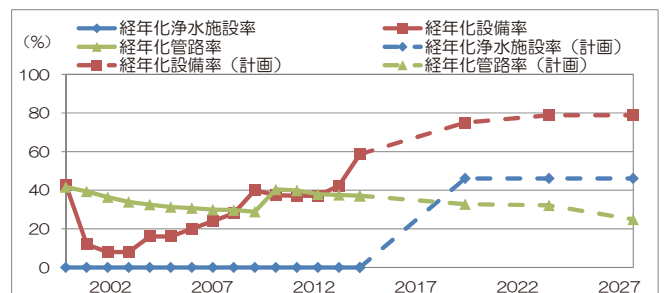
府県を越えて淀川に水源を求め、安定的な水利権を確保しつつ、5期にわたる施設の拡張を行い、阪神地域における水需要増加に対応してきました。

また、2017年度からは、宝塚市へ新規に水道用水の供給を開始しています。

## 企業団の現状と課題



阪神地域の給水量の推移



経年化率等の推移

### 水道事業経営の厳しさは増している

- 人口減少等により水需要が低下する中、阪神地域の水道事業経営は厳しさを増しており、企業団においても事業の効率化が求められています。その一方で、企業団が所有する施設の老朽化や災害リスクへの対応強化等のため、多額の施設整備・更新費、維持管理費等の支出が必要となる見込みです。

### 企業団には活用できる資源がある

- 企業団が強みとする経験豊富な人材、高度な技術力、安定した水源及び浄水供給能力は、近隣都市の水供給を安定的に実施、または展開していくにあたっても有効に活用し得るものです。

### 阪神地域一体で、効率的かつ効果的な事業運営を目指す必要がある

- 今後、企業団として水道用水供給事業を継続的かつ安定的に実施していくためには、企業団の強みとなる人材を確保することや施設機能の維持・強化を図っていくとともに、民間事業者との連携による業務の効率化等の推進、人材交流や水運用管理等を広域連携の一つの方策として実施していくこと等により、阪神地域の水道の効率的かつ効果的な事業運営を支えていく必要があります。

## 今後対応すべき重点課題

### 「安全」に関する重点課題

- 都市河川特有の水質問題
- 気候変動等による長期的な水質変動
- 琵琶湖を含む淀川水系上流域での大規模な水源事故
- 異常気象による土砂災害や浸水被害等の自然災害及び高濁度原水

### 「強靱」に関する重点課題

- 施設更新需要の増大
- 災害リスクの増大
- 電力への依存度抑制と効率的な施設運用
- 災害時等における事業継続
- 施設整備等を進める上での予備力の確保

### 「持続」に関する重点課題

- 水需要減少に伴う受水費負担の軽減要請
- 適正な経営規模、効率的な経営
- 施設更新、災害リスク等に対する財政需要
- 電力料金等の物価や金利変動
- 人材の確保、育成
- 環境への配慮と省エネルギー化

### 企業団特有の重点課題

- これまでの枠組みや手法を超えた広域連携、公民連携の必要性の高まり
- 情報の見える化、情報発信

## 基本理念「安全な水の安定供給の持続」

企業団は、水道用水を供給する専門集団として「安全な水の安定供給の持続」という基本理念の下で、将来においても阪神地域に安全な水道用水を効率的に送り続けることが出来るよう努力していきます。

## 将来の方向性

『阪神地域全体を俯瞰（ふかん）して、地域の水道のあるべき姿を認識・共有し、実現すべく主体的な役割を果たす。』

全てのステークホルダー間で、阪神地域全体の水道事業の将来を、経営（人材、施設、財政）の観点から明確にした上で、共通認識を醸成し、今後の最適な姿を描き、地域全体で実現していく必要があります。

## 経営方針

阪神水道企業団は、基本理念である「安全な水の安定供給の持続」を達成するため、企業団の現状や取り巻く環境等を踏まえ、将来に向けて、4つの経営方針を掲げ、それぞれの重点施策を実施していきます。

- 1 水源や施設の適切な管理に努めます。
- 2 災害時の対応能力を強化します。
- 3 将来も供給を継続出来るよう経営基盤を強化します。

4 阪神地域の水道のより良い姿を追求していきます。

## 重点施策

### 経営方針1

水源や施設の適切な管理に努めます。

- ① 水源保全への取組
- ② 阪神水道品質保証プログラムの運用
- ③ 適切な施設の維持管理と更新計画の策定
- ④ 効果的な施設の運転管理及び効率的な水運用

### 経営方針2

災害時の対応能力を強化します。

- ① 施設・管路の耐震化
- ② 複合リスクを想定した最適ナリスク対策の組合せ
- ③ 施設や管路の更新に合わせた機能及び維持管理性の向上
- ④ 危機管理対応能力の向上

### 経営方針3

将来も供給を継続出来るよう経営基盤を強化します。

- ① 経営規模の適正化
- ② 財務体質の強化
- ③ 的確な執行体制の構築
- ④ 経営資源の有効活用

### 経営方針4

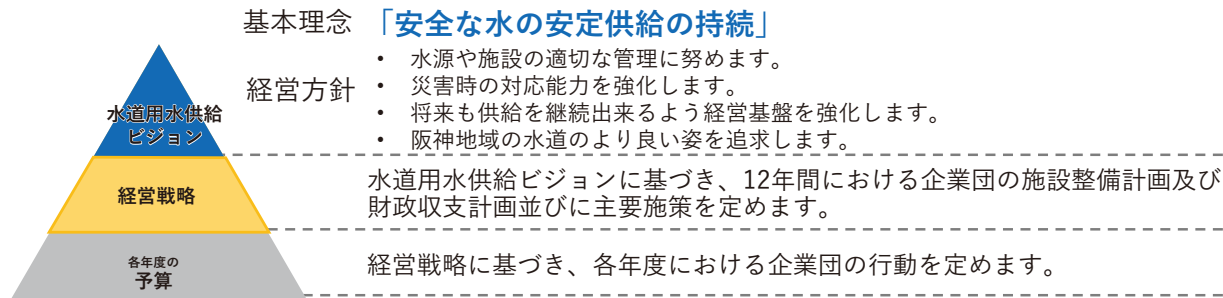
阪神地域の水道のより良い姿を追求していきます。

- ① 構成市水道部局との連携強化
- ② 近隣水道事業者等との情報共有及び連携強化
- ③ 公民連携の推進
- ④ 環境・エネルギー対策
- ⑤ 情報の収集及び発信

# 「阪神水道企業団経営戦略2024」の概要

## 01 経営戦略

### 1 経営戦略の位置付け



### 2 経営戦略の計画期間

計画期間：12年間

経営戦略の見直し：4年毎

分賦基本水量：12年間を見通した上で、4年間分賦割合（単価）：（2024年度～2027年度）分を決定

## 02 現状と課題

### 現状

耐震化及び財政		
経営戦略2020 目標値	累積欠損金	資金残高
おおむね達成	2022年度末に 1年前倒しで解消	約129億円
経営戦略2020における主な決定事項		
施設規模の適正化	広域連携	
2027年度 ダウンサイジング	2024年度 宝塚市増量	2025年度 明石市新規供給

### 課題・経営環境

- 施設の老朽化及び更新需要の増加
- 水需要の減少
- 人材の確保・育成
- 物価等の高騰及び不確実性の高まり
- 自然災害の激甚化
- 水質課題の顕在化  
低水温期かび臭、有機フッ素化合物
- 国の政策  
国土強靱化、広域連携、脱炭素化、働き方改革

## 03 経営戦略2024

### 1 基本方針及び重点取組事項

経営環境の変化や企業団の課題を踏まえ、『水道用水供給ビジョン』に掲げる「経営方針」に基づき、必要となる様々な施策を推進します。  
特に「施設の適切な維持管理及び着実な更新」「災害対策の推進」「人材の確保/育成及び業務の効率化」「収支改善策の実施・検討」に重点的に取り組みます。  
このほか、デジタル技術を活用した業務の効率化・高度化、構成市との連携強化、DXに向けた取組み、安定供給を前提とした脱炭素化に向けた取組みも進めます。

### 2 主要施策



### 水源や施設の適切な管理

#### 適切な水質管理

- 「阪神水道品質保証プログラム」の運用の継続
- 低水温期のかび臭や有機フッ素化合物等への備えの検討

#### 施設の適切な維持管理及び着実な更新

- 構造物及び管路
  - ・ 計画的な施設の更新
  - ・ 施設点検の計画的な実施及び適切な補修による施設の延命化
- 設備
  - ・ 点検整備の適切な実施による予防保全
  - ・ 点検業務の効率化（デジタル技術の活用）
  - ・ 企業団の更新・点検整備基準に基づく計画的な更新

### 経営基盤の強化

#### 施設規模の適正化（2027年度）

- 施設規模のダウンサイジング  
1,289,900m<sup>3</sup>/日 ⇒ 992,400m<sup>3</sup>/日  
〔 一日最大給水量：1,128,000m<sup>3</sup>/日 ⇒ 815,241m<sup>3</sup>/日 〕

#### 費用負担の見直し（2027年度）

- 分賦金：固定費を2分割する仕組み（三部制）

#### 経営努力の継続等

- 水道施設上部空間の有効活用等

#### 組織体制の強化

- 計画的な人材の確保、人材育成
- 多様な人材の活躍できる環境の整備

#### 進歩する技術への対応

- 新技術の導入による維持管理の効率化

#### 官民連携

- 一括発注方式（設計、施工等）の導入検討

### 災害時の対応能力の強化

#### 施設の耐震化

- 計画的な施設の更新による管路や構造物の耐震化

#### 停電対策・浸水対策・土砂災害対策の実施

- | 停電対策                | 浸水対策         | 土砂災害対策           |
|---------------------|--------------|------------------|
| 100L/人/日を目安とする設備の整備 | 浸水防止パネルの嵩上げ等 | 豪雨や地震等による土砂災害の防止 |

#### バックアップ機能の向上

- 浄水場系統間の連絡機能の強化
- 貯留施設の貯留能力の増強

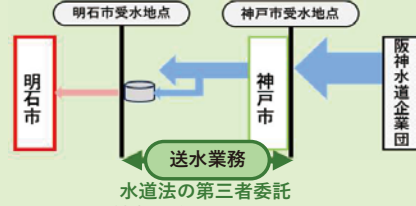
#### 危機管理体制の強化

- 企業団内の危機管理訓練、危機管理研修
- 応援協定に基づく実地訓練

### 阪神地域の水道のより良い姿の追求

#### 阪神地域を俯瞰した広域連携

- 明石市への新規供給：2025年度



#### 地域住民に対する情報発信

- 構成市と連携した水道事業の広報・PR活動
- 構成市の水道利用者に対する情報の受発信

#### 更なる脱炭素化に向けた検討・実施

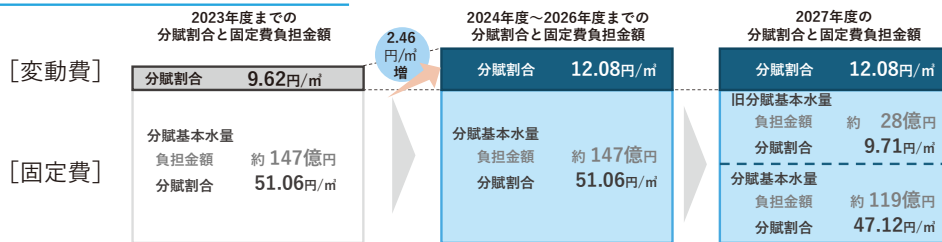
- 省CO2効果の高い設備機器の導入等

## 3 水量と分賦割合

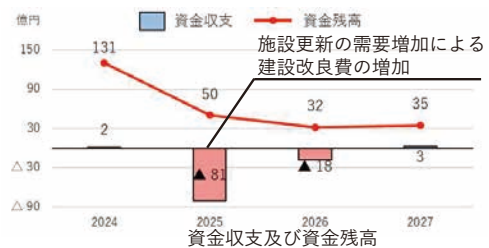
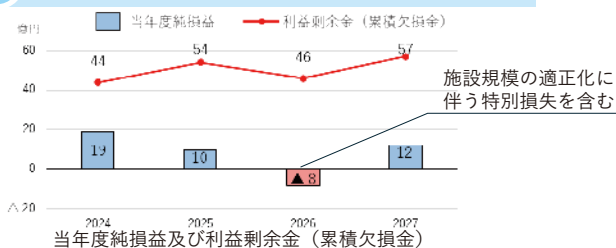
### 分賦基本水量（2024年度-2027年度）

	2024年度 (宝塚市増量)	2025年度 (明石市新規供給)	2026年度	2027年度 (施設規模適正化)	2027年度 旧分賦基本水量
神戸市	162,713,715	160,761,151	160,579,925	140,904,144	161,019,870
尼崎市	59,266,875	58,555,455	58,489,425	45,074,364	58,649,670
西宮市	48,046,775	47,470,291	47,416,785	44,444,844	47,546,694
芦屋市	10,512,365	10,386,113	10,374,395	9,385,704	10,402,818
宝塚市	7,665,000	7,665,000	7,665,000	9,333,000	7,686,000
明石市	-	3,366,720	3,679,200	4,479,840	3,689,280

### 分賦割合（2024年度-2027年度）



## 4 財政収支の見通し



- 2024年度-2027年度：分賦金（固定費）の維持
- 将来：分賦金（固定費）の引き上げの検討が必要となる見通し ※高い物価水準が継続した場合

# ● 当年度当初予算 ●

## 1 予算編成の基本方針及び主要施策

令和8年度は、企業団にとって経営戦略2024の3年目であり、経営戦略に掲げた施策を着実に推進するとともに、策定時点からの経営環境の変化や計画の実施状況を評価・検証し、令和9年度に予定している次期経営戦略の策定に向けて方向性を整理する重要な一年となります。

予算編成に当たっては、主要施策として「水源や施設の適切な管理」「災害時の対応能力の強化」「経営基盤の強化」「阪神地域の水道のより良い姿の追求」を掲げ、「経営戦略2024」に掲げた施策の実現に必要な事業費を計上するとともに、水質管理、浸水対策、施設整備計画の見直しに向けたアセットマネジメント、入札不調対策等の取組を拡充し、新たな課題への対応を図っています。

また、事業の必要性、妥当性を改めて検討し、効率的な事業推進に努めることを基本として予算編成を行っています。

### 水源や施設の適切な管理

#### 適切な水質管理

- ・有機フッ素化合物 (PFAS)、低水温期のかび臭への対応
- ・水質分析機器の更新

#### 施設の適切な維持管理

- ・適切な点検・修理の実施
- ・人工衛星及びAIを活用した漏水調査

#### 施設の着実な更新

- ・浄水場等の基幹施設の更新及び耐震化
- ・老朽化した水道管路の更新及び耐震化
- ・計画的なポンプ・電気・機械設備の更新

#### 発注工事の受注促進に向けた取組

- ・入札環境の整備

#### アセットマネジメントの推進

- ・ICTを活用した維持管理のアセットマネジメントの推進
- ・次期経営戦略の策定に向けた施設整備の見直し

### 経営基盤の強化

#### 経営努力の継続

- ・施設規模の適正化や新技術導入等によるコスト削減
- ・資産の有効活用や国庫補助金の獲得等による財源確保

#### 組織体制の強化

- ・人材の確保・育成・技術継承

#### コンプライアンス推進とセキュリティ強化

- ・コンプライアンス研修やワークショップの実施等
- ・ゼロトラスト型セキュリティ基盤の構築

#### 進歩する技術への対応

- ・新技術導入に向けた調査検討、ICT活用・DXの推進

#### 官民連携

- ・一括発注方式の導入や民間事業者との連携

### 災害時の対応能力の強化

#### 停電対策・浸水対策の実施

- ・非常用発電設備の整備
- ・大規模浸水リスクの影響把握に係る調査の実施

#### バックアップ機能の向上

- ・系統間の連絡機能の強化及び貯留能力の増強
- ・管路の複線化による供給系統のリダンダンシーの確保

#### 危機管理体制の強化

- ・災害訓練の実施等によるソフト面の災害対応能力の強化

### 阪神地域の水道のより良い姿の追求

#### 阪神地域を俯瞰した広域連携

- ・構成市や近隣自治体との広域連携の継続
- ・近隣水道事業者と連携した南海トラフ地震の被害想定の研究

#### 地域住民に対する情報の発信

- ・広報戦略に基づく広報活動
- ・水質情報の発信

#### 更なる脱炭素化に向けた検討・実施

- ・環境保全のための取組の継続
- ・再生可能エネルギーの更なる活用

## 2 予算の概要

### (1) 業務の予定量

(単位 m<sup>3</sup>)

給 水 市 名	1 日平均給水量	分賦基本水量	給水量
神 戸 市	439,945	160,579,925	157,430,090
尼 崎 市	160,245	58,489,425	43,404,142
西 宮 市	129,909	47,416,785	45,261,825
芦 屋 市	28,423	10,374,395	9,197,410
宝 塚 市	21,000	7,665,000	7,665,000
明 石 市	10,080	3,679,200	3,679,200
計	789,602	288,204,730	266,637,667

### (2) 収益的収支の予定額

(単位 千円、税込み)

科 目	当年度予定額	前年度予定額	比較 (△減)
水 道 事 業 収 益	22,070,085	21,839,455	230,630
営 業 収 益	20,377,652	20,203,326	174,326
営 業 外 収 益	1,692,432	1,261,723	430,709
特 別 利 益	1	374,406	△ 374,405
水 道 事 業 費 用	19,312,635	19,849,255	△ 536,620
営 業 費 用	18,605,698	18,920,145	△ 314,447
営 業 外 費 用	701,932	549,700	152,232
特 別 損 失	5	374,410	△ 374,405
予 備 費	5,000	5,000	0

### (3) 資本的収支の予定額

(単位 千円、税込み)

科 目	当年度予定額	前年度予定額	比較 (△減)
資 本 的 収 入	6,549,220	6,204,202	345,018
企 業 債	6,396,000	5,327,000	1,069,000
出 資 金	15,884	508,478	△ 492,594
国 庫 補 助 金	137,333	368,721	△ 231,388
そ の 他	3	3	0
資 本 的 支 出	21,427,623	16,534,725	4,892,898
建 設 改 良 費	18,138,605	12,439,064	5,699,541
企 業 債 償 還 金	3,202,916	3,452,104	△ 249,188
そ の 他	86,102	643,557	△ 557,455

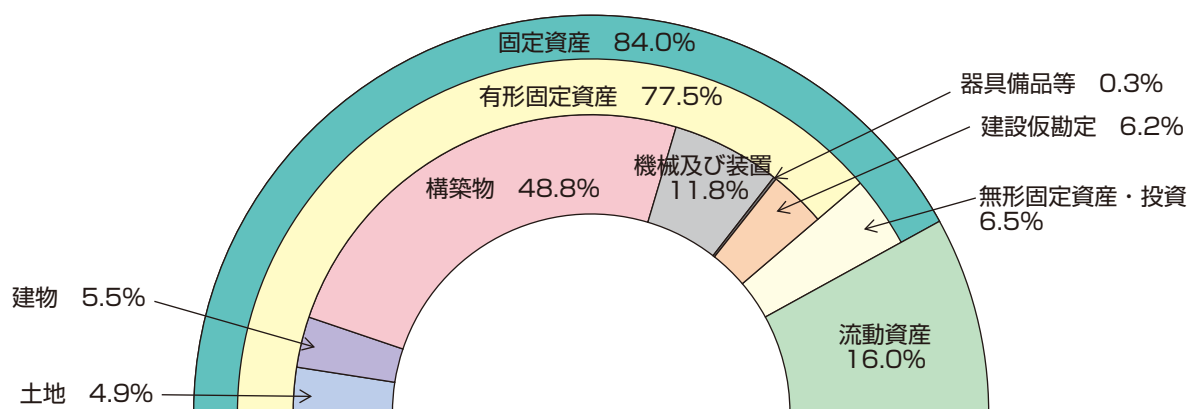
### (4) 損益・資金収支の予定額

- 当年度予定純利益 1,060,235千円
- 当年度予定資金過不足額 △5,881,785千円
- 当年度末予定資金残額 7,380,277千円

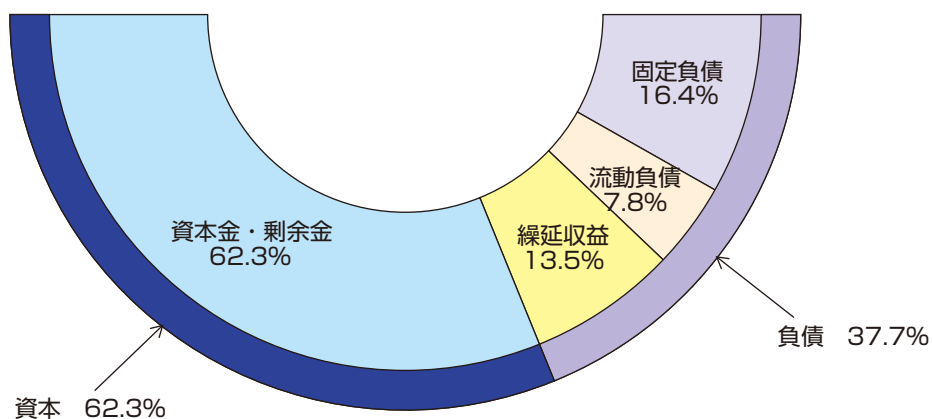
## ●●● 財政の状況 ●●●

1日最大給水量1,128,000m<sup>3</sup>を供給し得る施設を有し、令和6年度末における資産総額は約1,591億円となっている。同年度末における資産及び負債・資本の状況は、下表のとおりである。

### 令和6年度末、資産及び負債・資本の状況

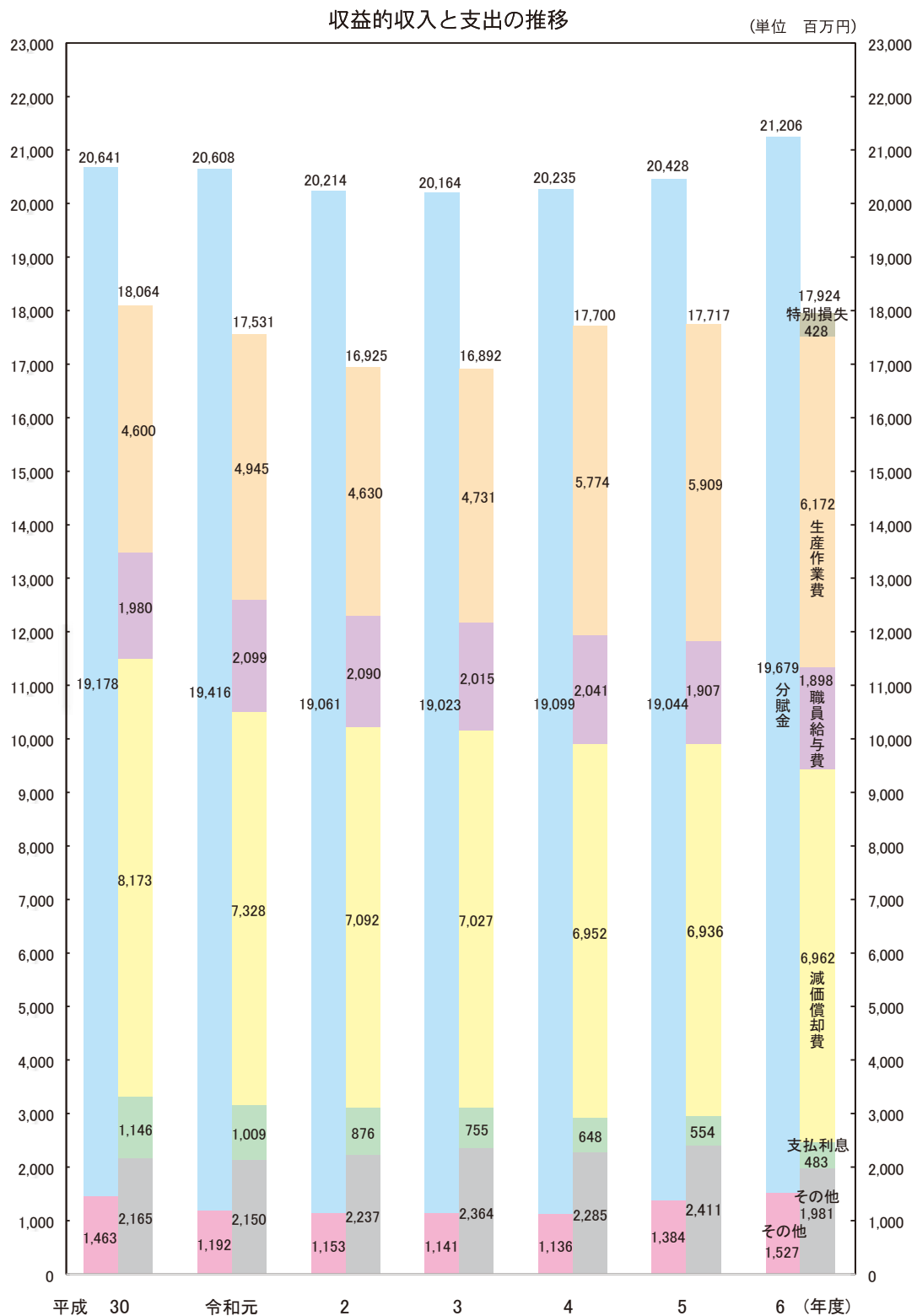


1,590億5,254万円



# 収支の状況

平成30年度以降の収益的収入と支出の推移は、下表のとおりである。

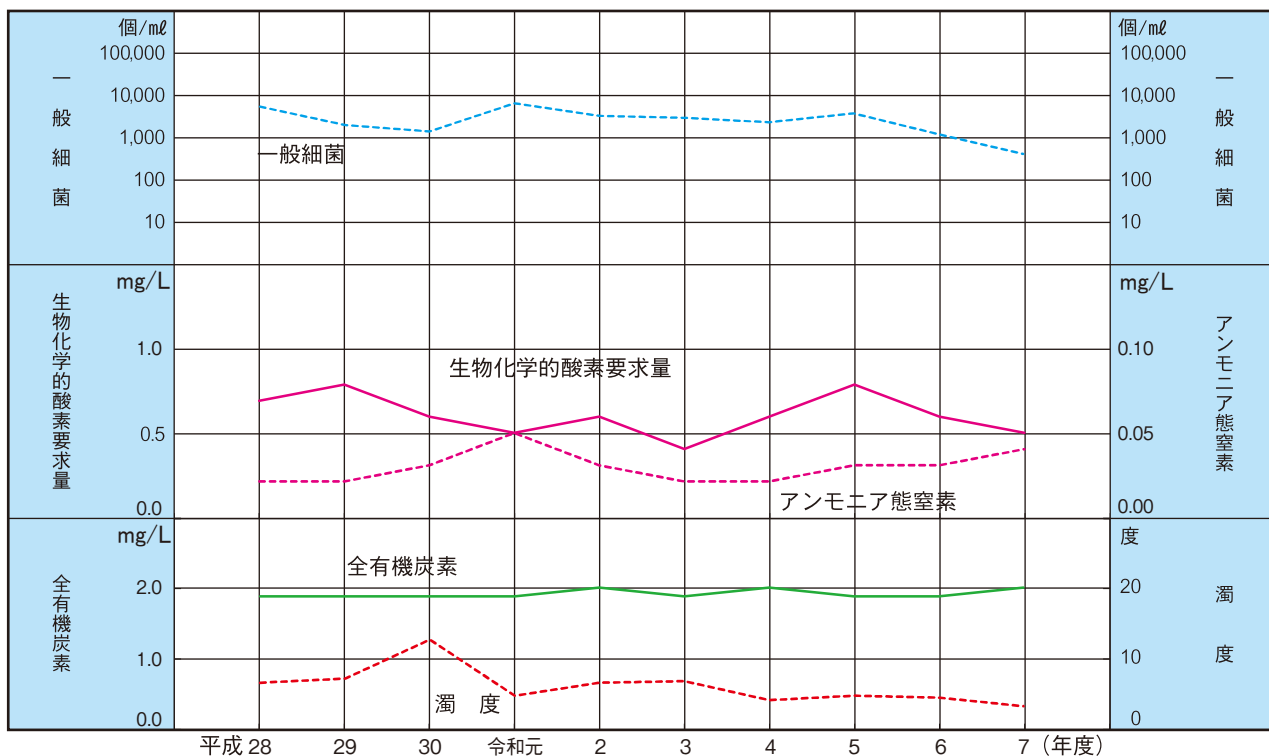


水質試験成績表

(年度平均値)

年 度	項 目	原 水		沈 澱 水		浄 水	
		猪名川	尼 崎	猪名川	尼 崎	猪名川	尼 崎
5	濁 度 (度)	5.5	5.2	0.2	0.2	0.1 未満	0.1 未満
	色 度 (度)	14	14	2.4	1.6	0.5 未満	0.5 未満
	アンモニア態窒素 (mg/L)	0.03	0.04	—	—	—	—
	一 般 細 菌 (個/mL)	3,900	2,600	230	76	0	0
	全 有 機 炭 素 (mg/L)	1.9	1.9	1.3	1.2	0.8	0.8
6	濁 度 (度)	5.3	5.3	0.3	0.2	0.1 未満	0.1 未満
	色 度 (度)	15	14	2.6	1.9	0.5 未満	0.5 未満
	アンモニア態窒素 (mg/L)	0.03	0.04	—	—	—	—
	一 般 細 菌 (個/mL)	1,500	770	98	140	0	0
	全 有 機 炭 素 (mg/L)	1.9	1.8	1.3	1.2	0.8	0.7
7	濁 度 (度)	4.3	3.6	0.3	0.1	0.1 未満	0.1 未満
	色 度 (度)	14	12	2.7	1.7	0.5 未満	0.5 未満
	アンモニア態窒素 (mg/L)	0.04	0.05	—	—	—	—
	一 般 細 菌 (個/mL)	610	560	110	27	0	0
	全 有 機 炭 素 (mg/L)	2.0	2.0	1.3	1.3	0.8	0.8

猪名川浄水場着水原水水質



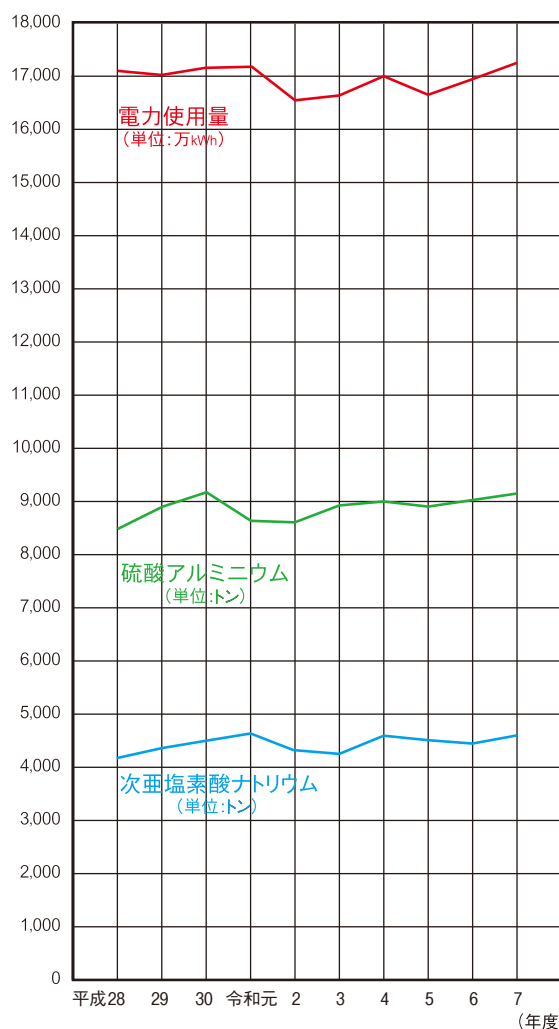
給水量実績（年度間累計量）

（単位 m<sup>3</sup>）

年度	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	宝塚市	明石市	6市合計
平成 28	166,938,900	48,719,700	47,709,300	9,187,400	—	—	272,555,300
29	165,656,650	48,550,100	47,334,510	9,192,950	1,599,560	—	272,333,770
30	163,106,390	47,060,900	47,173,930	9,375,900	6,966,460	—	273,683,580
令和元	163,553,240	46,179,000	47,095,690	9,237,230	7,836,340	—	273,901,500
2	158,888,390	43,340,600	46,971,640	9,379,180	7,798,250	—	266,378,060
3	157,544,130	42,211,900	46,661,090	9,353,540	7,691,270	—	263,461,930
4	157,119,180	43,221,500	46,235,070	9,273,600	8,654,650	—	264,504,000
5	153,673,560	44,575,500	45,823,230	9,214,820	7,743,760	—	261,030,870
6	157,032,900	43,173,500	45,723,510	9,220,590	7,654,440	—	262,804,940
7	159,309,100	42,866,900	45,733,270	9,221,570	7,998,310	3,262,930	268,392,080

電力及び主浄化薬品使用実績（年度間累計量）

年度	電力量 (kWh)	主 浄 化 薬 品 (kg)	
		次亜塩素酸ナトリウム	硫酸アルミニウム
平成 28	171,282,087	4,174,154	8,492,200
29	170,638,232	4,376,936	8,940,760
30	172,003,690	4,471,135	9,103,440
令和元	172,374,670	4,630,460	8,659,010
2	166,336,139	4,346,432	8,624,960
3	167,015,300	4,251,544	8,929,390
4	170,384,231	4,605,846	9,074,890
5	166,595,288	4,525,203	8,945,410
6	169,464,116	4,453,121	9,028,360
7	174,385,408	4,605,765	9,308,720



# 年表

年月日	事項
昭和11. 7.21	阪神上水道市町村組合設立告示(兵庫県告示第599号) 組合規約公布(兵庫県告示第600号) 神戸市生田区下山手通4丁目57(兵庫県庁議事堂内)に事務所をおく
11. 1	神戸市生田区楠町7丁目(神戸市水道部内)へ事務所移転
12. 3	神戸市生田区楠町7丁目23の17へ事務所移転
12. 10.22	淀川河水引用及び河川敷地占用許可 (大阪府指令土河第8033号)
12.27	第1期工事施工認可(内務省兵衛第4号)
13. 12. 1	神戸市灘区王子町4丁目484の1へ事務所移転
15. 11.10	武庫郡精道村、芦屋市となる
16. 2.11	武庫郡甲東村、西宮市と合併
17. 2.11	武庫郡大庄村、武庫村、川辺郡立花村、尼崎市と合併
4. 1	分賦金の分賦割合5銭2厘(1立方メートルにつき)に定める
4.13	御影町へ給水開始
5. 5	武庫郡瓦木村、西宮市と合併
5. 9	尼崎市及び鳴尾村へ給水開始
7.17	旧瓦木村へ給水開始
7.18	旧立花村へ給水開始
8. 6	西宮市へ給水開始
8.23	越木岩送水トンネル通水、神戸市へ給水開始
12.20	本山村へ給水開始
18. 5. 5	魚崎町へ給水開始
5.15	旧大庄村へ給水開始
6.30	本庄村へ給水開始
10.15	旧甲東村へ給水開始
12.24	園田村へ給水開始
19. 4. 1	西宮市室川町21(西宮ポンプ場)へ事務所移転
20. 5.11	空襲により尼崎送水本管に被害
6. 7	空襲により尼崎送水本管に被害
7. 6	空襲により尼崎送水本管に被害
8.21	芦屋市へ給水開始
9. 6	住吉村へ給水開始
21. 4. 1	分賦金の分賦割合を10銭4厘(1立方メートルにつき)に改定
5. 1	西宮市六湛寺町100(西宮市役所別館内)へ事務所移転
10. 1	分賦金の分賦割合16銭(1立方メートルにつき)に改定
22. 3. 1	川辺郡園田村、尼崎市と合併
7. 1	分賦金の分賦割合を50銭(1立方メートルにつき)に改定

年月日	事項
昭和23. 2. 1	旧武庫村へ給水開始
6. 1	分賦金の分賦割合を1円35銭(1立方メートルにつき)に改定
6.17	施設増強工事施工認可(厚生省兵衛第99号)
7. 1	神戸市生田区下山手通6丁目65の7に本庁舎落成
8. 1	分賦金の分賦割合を2円41銭(1立方メートルにつき)に改定
24. 6. 1	分賦金の分賦割合を3円10銭(1立方メートルにつき)に改定
25. 4. 1	武庫郡御影町、魚崎町、住吉町、神戸市と合併
7.31	第2期工事施工認可(厚生省兵衛第136号)
10.10	武庫郡本山村、本庄村、神戸市と合併
26. 4. 1	武庫郡鳴尾村、西宮市と合併
6. 1	分賦金の分賦割合を4円(1立方メートルにつき)に改定
7. 4	監査委員を設置
27. 10. 1	地方公営企業法が施行される
31. 4. 1	分賦金の分賦割合を5円50銭(1立方メートルにつき)に改定
32. 4. 1	尼崎市に原水分流供給(暫定的)
10.25	拡張基本計画設定
11.18	第3期拡張事業認可(厚生省兵衛第913号)
33. 4. 1	分賦金の分賦割合を7円60銭(1立方メートルにつき)に改定
34. 3.24	神戸市と神戸市千苧水源池放流水受水に関する協定を締結
37. 10. 1	規約の一部変更により組合の名称を阪神水道組合に改め、その執行機関の組織名称を阪神水道企業庁とする
10. 1	議会の議員定数40名となる
38. 4. 1	分賦金の分賦割合を11円97銭(1立方メートルにつき)に改定
7.22	神戸市東灘区本山町野寄字仏天垣52の1に現庁舎を新築移転
12.28	第4期拡張事業施工認可(厚生省収環第551号)
39. 7.15	芦部谷送水トンネル通水
40. 11.29	監査委員1名増員
42. 4. 1	阪神水道企業団となる (地方公営企業法の一部改正により規約の一部変更)
4. 1	監査委員2名となる
10. 1	分賦金の分賦割合を16円85銭(1立方メートルにつき)に改定
46. 1. 1	議会の議員定数29名となる(規約の一部変更)
47. 4. 1	給水能力968,000m <sup>3</sup> (1日最大)となる
50. 9. 1	分賦金の分賦割合を28円65銭(1立方メートルにつき)に改定
53. 8.17	第5期拡張事業認可(厚生省環第560号)
57. 4. 1	分賦金の分賦割合を36円81銭(1立方メートルにつき)に改定

年月日	事項
昭和61. 5.20	水質試験所落成
7. 1	第5期拡張事業一部給水(36,000m <sup>3</sup> )開始 1日最大給水量1,004,000m <sup>3</sup> となる
7.21	創設50周年記念式を行う
平成元. 7. 1	第5期拡張事業一部給水増量(24,000m <sup>3</sup> 累計60,000m <sup>3</sup> ) 1日最大給水量1,028,000m <sup>3</sup> となる
4. 2.13	第5期拡張事業計画変更認可(厚生省生衛第100号) ※浄水処理方法の変更及び水源の変更
4. 1	分賦金の分賦割合を44円79銭(1立方メートルにつき)に改定
10. 1	通水50周年記念式を行う
5. 7. 1	第5期拡張事業一部給水増量 (20,000m <sup>3</sup> 累計80,000m <sup>3</sup> )高度浄水処理水供給開始 1日最大給水量1,048,000m <sup>3</sup> となる
8.25	高度浄水処理水記念式を行う
7. 1.17	阪神淡路大震災(兵庫県南部地震)により、管路、施設に被害
8. 10. 1	分賦金の分賦割合を55円27銭(1立方メートルにつき)に改定
9. 7. 1	第5期拡張事業一部給水増量(80,000m <sup>3</sup> 累計160,000m <sup>3</sup> ) 1日最大給水量1,128,000m <sup>3</sup> となる
10. 1	新尼崎浄水場築造のため、尼崎事業所業務停止
10. 7. 1	猪名川事業所の既設施設(東系)1日最大給水量297,500m <sup>3</sup> /日が高度浄水処理水となる
12. 7. 1	猪名川事業所1日最大給水量916,900m <sup>3</sup> /日の全量が高度 浄水処理水となる
13. 3.31	甲山事業所 新尼崎浄水場との統合により閉所
4. 1	分賦金の分賦割合を61円96銭(1立方メートルにつき)に改定 新尼崎浄水場1日最大給水量186,500m <sup>3</sup> /日のI期施設が 完成 1日最大給水量1,128,000m <sup>3</sup> /日の全量が高度浄水処理水となる
16. 7. 1	議会の議員定数15名となる(規約の一部変更)
18. 10. 6	創立70周年記念講演会を行う
19. 7. 1	甲山調整池運用開始
22. 7. 1	新尼崎浄水場II期施設が完成 運用開始(186,500m <sup>3</sup> /日) 全量供給開始(373,000m <sup>3</sup> /日)
8.31	第5期拡張事業完了
11. 1	第5期拡張事業完成記念情報交換会を行う
27. 1. 5	宝塚市への新規供給に伴う規約の一部変更(H29.4.1施行) ※構成団体への加入、議会議員定数の再配分 運営協議会の設置
3.17	水道用水供給事業変更の届出 (計画1日最大給水量882,500m <sup>3</sup> /日) ※給水対象の増加(宝塚市)
29. 4. 1	宝塚市へ供給開始 宝塚市通水式を行う 第1回阪神水道企業団運営協議会開催

年月日	事項
平成29. 6.15	宝塚市通水開始及び創立80周年記念情報交換会を行う
令和 2. 4. 1	分賦金制度(二部制)の導入 分賦金の分賦割合の改定 固定費部分 1m <sup>3</sup> 当たり51円06銭 変動費部分 1m <sup>3</sup> 当たり 9円62銭
令和 6. 1.23	明石市への新規供給に伴う規約の一部変更(R7.4.1施行) ※構成団体への加入
令和 6. 3.22	水道用水供給事業変更の届出 (計画1日最大給水量824,100m <sup>3</sup> /日) ※給水対象の増加(明石市)
令和 6. 4. 1	分賦金の分賦割合の改定 固定費部分 1m <sup>3</sup> 当たり51円06銭 変動費部分 1m <sup>3</sup> 当たり12円08銭
令和 6. 9.30	明石市への送水業務を受託する神戸市と第三者委託に係る 契約を締結
令和 7. 3.30	明石市新規供給記念式典を行う
令和 7. 4. 1	明石市へ供給開始



阪神水道企業団

ホームページURL <https://hansui.org/>

—2026年度版 事業概要—



編集・発行：阪神水道企業団  
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
TEL.078-431-4351  
E-mail:pureline@hansui.or.jp

---